

## 『一定規模以上の土地の形質変更』を行う場合には届出が必要です。

**3,000m<sup>2</sup>以上**の土地の形質の変更をしようとする者(工事の発注者や開発業者など)は、**着手日の30日前**までに土壤汚染対策法に基づく届出書を提出する必要があります。(法第4条1項)

(現に有害物質使用特定施設が設置されている又は設置されていた工場・事業場の敷地及び法第3条第1項ただし書きの確認を受けた土地は、要件が異なりますので、ご相談ください。)

### 土地の形質変更該当する行為

土地の形状を変更する行為全般が対象(掘削と盛土の別は問わない)  
土地の形質の変更の目的は問わないため、以下の行為なども対象となります。

<形質変更該当する行為の例>

開発・造成工事、建築・解体工事、杭打ち、杭抜き、道路工事、地ならし、植栽・抜根、農地改良工事、河川工事、埋蔵文化財調査など

### 形質変更の面積

実際に形質変更が行なわれる土地の合計面積(掘削と盛土の合計面積)。複数の工区や工期に分かれている工事であっても、一連の行為であるとみなされる場合は、対象区域が複数に分割し離れていても面積は合算されます。

### 届出対象外の行為

以下の行為については、3,000m<sup>2</sup>を超えていても届出の対象外となります。

- (1) 次のいずれにも該当する場合
  - ① 形質変更の対象区域外に土壌を搬出しない
  - ② 土壌の飛散または流出を伴う土地の形質の変更ではない
  - ③ 形質変更に係る部分の深さが50cm未満
- (2) 農業を営むために通常行われる行為であって、対象となる土地から土壌を搬出しない場合
- (3) 林業の用に供する作業路網の整備であって、対象となる土地から土壌を搬出しない場合
- (4) 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- (5) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (6) 盛土のみの形質変更

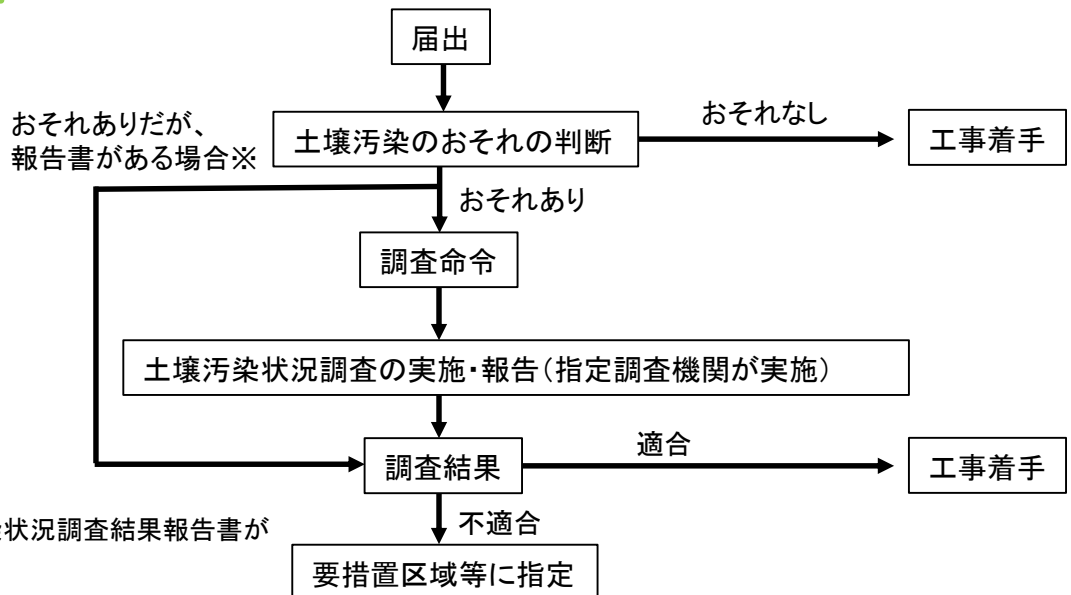
届出の手続きについては裏面のとおりです。



## 土壌汚染対策法の手続き

届出の規定	法4条第1項
届出対象となる土地	すべての土地 (現に有害物質使用特定施設が設置されている又は設置されていた工場・事業場の敷地及び法第3条第1項ただし書きの確認を受けた土地以外)
面積要件	3,000m <sup>2</sup> 以上
届出者	工事の発注者や開発業者など
届出時期	形質変更着手日の30日前まで
提出書類	[届出書] 一定規模以上の土地の形質の変更届出書(様式第6) [添付書類] ①土地の形質の変更の対象となる土地の位置図(付近見取図) ②土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図、断面図(掘削部分と盛土部分を明示し、各面積を表示した図面) ③土地利用履歴書 ④形質変更する土地の登記事項全部証明書及び公図の写し ⑤土地の所有者等の形質変更の実施についての同意書 届出者が土地所有者等でない場合のみ必要 [任意提出書類] 土壌汚染状況調査結果報告書(様式第7) 予め行った調査結果を届出時に提出する場合に必要(事前にご相談ください)
提出部数	計2部(正1部、副1部(届出内容の審査後に届出者に返却))

## 届出後の流れ



<提出先/お問合せ先>

佐賀市 環境部 環境保全課 環境保全係

(佐賀市 高木瀬町 大字長瀬 2563-1)

Tel: 0952-30-2436 Fax: 0952-30-2439

E-mail: kankyohozen@city.saga.lg.jp

